新型インフルエンザ特別規程

（総則）

1. 本規定は、当社の従業員が新型インフルエンザに感染に際して特別に適用するものとする。

（基本事項）

1. 従業員が新型インフルエンザに感染した際、またはその恐れがある場合は、自宅待機とする。その判断は医師に委ねる。

（付帯事項）

1. 従業員の家族が新型インフルエンザに感染し、従業員がその家族に接触し、発症の恐れがある場合は、自宅待機とする。その判断は本人に委ねる。

（証明書）

1. 従業員が前条、前々条に該当する場合は、その証明となる医師の診断書（家族が感染した場合はその家族の診断書）を提出するものとする。その際の費用は従業員の負担とする。

（賃金の支払）

1. 本規程に該当し自宅待機となった従業員の賃金については、該当する自宅待機の日数分を平均賃金の６０％を支給する。なお、休業補償などを別に受ける場合は、その金額を控除し支払うものとする。

（効力）

1. 本規程は新型インフルエンザが収まった際には、その効力を失うものとする。

（決定と解釈）

1. 本規程に定めのない事項や当初の予想に反する事項が発生した場合、また本規程に疑義が生じた場合は、総務部長の判断に委ねる。

（附則）

1. 本規程は、令和0年00月00日より施行する。